

日 時 平成19年12月21日(金) 午前10時 開 議

出席議員 (16人)

1番 工藤和子	2番 大久保朝泰
3番 大溝雅昭	4番 工藤俊広
5番 工藤禎子	6番 村上啓二
7番 北山一衛	8番 佐々木隆
9番 後藤秀憲	10番 山田鉦一
11番 鳴海泰三	12番 中田博文
13番 斎藤直文	14番 工藤賢治
15番 福土幸雄	16番 村上隆昭

欠席議員 (なし)

出席要求による出席者職氏名

市長 鳴海広道	副市長 玉田英佐男
総務部長 村上豊継	企画財政部長 柿崎武光
民生部長 工藤誠	福祉部長 山田良一
農林商工部長兼 パイオ技術センター所長 三浦貢	建設部長 佐々木武市
上下水道部長 盛 恵之介	黒石病院 事務局長 木立正博
総務課長 佐山孝司	企画課長 沖野俊一
財政課長 成田耕作	税務課長 奥野正行
国保医療課長 福土勝彦	福祉総務課長 清水弘美
健康長寿課長兼 地域包括支援センター所長 村元英美	商工観光課長 永田幸男
都市建築課長 大平鉄司	監査委員 廣瀬左喜男
教育委員会 委員長 篠村正雄	教育長 横山重三
教育部長 工藤忠	教育委員会理事 兼社会教育課長 兼青少年相談センター所長 福坂直栄
学校教育課長 久保正彦	選挙管理委員会 委員長 佐藤明
農業委員会会長 木村兼作	

会議に付した事件の題目及び議事日程

平成19年第4回黒石市議会定例会議事日程 第4号

平成19年12月21日(金) 午前10時 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第118号 黒石市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例制定について
- 第3 議案第119号 黒石市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第120号 黒石市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第121号 黒石市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第122号 黒石市立学校使用料条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第123号 黒石市立黒石幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第124号 黒石市婦人会館条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第125号 黒石市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第126号 黒石市国民健康保険黒石病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第127号 医療過誤に係る損害賠償の額の決定について
- 第12 議案第128号 有料都市公園施設の指定管理者の指定について
- 第13 議案第129号 黒石市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について
- 第14 議案第130号 スポカルイン黒石の指定管理者の指定について
- 第15 議案第131号 黒石市中央スポーツ館の指定管理者の指定について
- 第16 議案第132号 黒石市立武道場の指定管理者の指定について
- 第17 議案第133号 黒石市土地開発公社定款の一部変更について
- 第18 議案第134号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第19 議案第135号 平成19年度黒石市一般会計補正予算(第5号)
- 第20 議案第136号 平成19年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 第21 議案第137号 平成19年度黒石市老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 第22 議案第138号 平成19年度黒石市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 第23 議案第139号 平成19年度黒石市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 第24 議案第140号 財産の処分について
- 第25 議員提出議案第4号 黒石市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第26 議員提出議案第5号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について

第27 議員提出議案第6号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出について

第28 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

第29 陳情第1号 純金・純銀こけし売却代金の使途に関する陳情

第30 陳情第2号 黒石市民文化会館・公民館の休館に関する陳情

出席した事務局職員職氏名

事務局 長 斎藤 光雄

次 長 長谷川 直伸

議事係 長 太田 誠

議事係 主査 山谷 成人

会議の顛末

午前10時03分 開議

議長（斎藤直文） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

議長（斎藤直文） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

7番北山一衛議員、10番山田鉦一議員を指名いたします。

議長（斎藤直文） 日程第2 議案第118号 黒石市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番。

5番（工藤禎子） 黒石を含む6市7町2村の地域が入っているわけですがけれども、黒石がどういう位置づけで入ったのか。試験場等がありますから、その部分はわかるんですけども、誘致企業等ですね、工業面の関係でどういう期待っていいですかね、黒石が。そして、それが市民とのかかわりでどういう効果とか、展望があるものなのか、お知らせ願いたいと思いま

す。

議長（斎藤直文） 企画財政部長。

企画財政部長（柿崎武光） 黒石の位置づけでございます。津軽地域はこの光ファイバー、光デバイス、光工学等のそういう半導体、センサー等の光技術を応用した製品の開発技術に取り組む光工学関連企業の集積という観点から、黒石も指定になったということでございます。

それからですね、黒石がなったということについては、雇用の創出になるのではないかと、こう思っております。以上であります。

議長（斎藤直文） 5番。

5番（工藤禎子） この光技術の関係と農産物の結合もあるみたいですが、どのようなことが、じゃあ農産物との関係では期待されるものでしょうか。

議長（斎藤直文） 企画財政部長。

企画財政部長（柿崎武光） 農産物の関係でございますが、光技術と農工を連携した技術の創出ということでございます。以上であります。

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第3 議案第119号 黒石市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第4 議案第120号 黒石市手数料条例の一部を改正する条例制定
についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議あり
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第5 議案第121号 黒石市都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第6 議案第122号 黒石市立学校使用料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第7 議案第123号 黒石市立黒石幼稚園保育料等徴収条例の一部
を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議あり
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。12番。

12番(中田博文) 平成19年、間もなく終わるわけでございますけれども、黒石幼稚園に
関しては、縮小という形で担当の方も相当努力しながら今進んでいるわけでございます。

で、19年度の入園者数と徴収額、それと逆に維持管理費等を出していただいて、見込みで
結構ですの出していただいて、差額がどのようになるのかということと、20年度の見込み
がどのようになっていくのかということと、まずはお尋ねいたします。

議長(斎藤直文) 教育部長。

教育部長（工藤忠） 平成19年度、20年度見込みの入園者数と保育料についてでございますが、まず入園者数ですが、平成19年12月13日現在で92人。平成20年度は現時点での見込みで79人となっております。

次に、保育料ですが、19年度当初予算では98人分で717万9,000円。20年度は12人減少の86人で927万4,000円を見込んでおります。

次に、19年度と20年度の比較のことでございますが、規模縮小により園児数は減少しますが、保育料月額2,900円の値上げなどで約210万円増額になると見込んでおります。

次に、管理費の関係でございますが、19年度当初予算では、人件費と物件費で6,019万円で、保育料を差し引くと5,301万1,000円です。平成20年度は概算でございますが、運営費が約5,838万4,000円で、保育料を差し引くと4,900万円と見込んでおります。以上でございます。

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番。

5番（工藤禎子） 幼稚園保育料等徴収条例に反対するものであります。

一つは、要するに市民の暮らし向き、あるいは所得の状況を見てもですね、値上げをすることというのは大変厳しいものがあるということが一つであります。

それと、民営化するしない云々の議論の最中の中で、こういう値上げをするべきではないということ。

三つ目は、保育園の保育料そのものは今のところいじっていませんので、その整合性から含めて値上げをすべきでないということで、反対するものであります。

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第8 議案第124号 黒石市婦人会館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。12番。

12番(中田博文) 婦人会館でありますけれども、指定管理者制度等にのっとりですね、本来ですと委託金とか出てるわけでありまして、婦人会館に対しては何らその措置的なものがないと。大きな修繕とかそういうものはあるということで、婦人会館自体が市婦人連合会の方で受けてるわけでございますけれども、部屋とかその会場、収入に関してはどのようになってるのか、お尋ねいたします。

議長(斎藤直文) 教育部長。

教育部長(工藤忠) 婦人会館については、管理運営は平成18年の4月から、黒石市連合婦人会を指定管理者として協定を締結しております。

また、その協定書の中で、会館の利用料金は連合婦人会の収入とし、婦人会館の維持管理に必要な経費は婦人会館の利用料金をもって充てるとして、市では指定管理料は支払わないと、こう協定を結んでおります。以上でございます。

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第9 議案第125号 黒石市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第10 議案第126号 黒石市国民健康保険黒石病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。黒石病院事務局長。

黒石病院事務局長(木立正博) 議案第126号は、黒石市国民健康保険黒石病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例改正についてでございます。

黒石市国民健康保険黒石病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

提案理由といたしましては、黒石市国民健康保険黒石病院にかかわる手数料の見直しを図るため、所要の改正をしようとするものであります。

次ページをお開きください。

黒石市国民健康保険黒石病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例。

黒石市国民健康保険黒石病院使用料及び手数料条例(平成12年黒石市条例第21号)の一

部を次のように改正する。

別表第2号を次のように改める。

(2) 手数料。ア証明書及び診断書料。区分の簡単なもの1通ごと3,150円。複雑なもの1通ごと5,250円。1通ごと4,200円。特殊なもの1通ごと6,300円を超えない範囲内で市長が定める額。イのその他の手数料。分娩管理料。単胎診療時間内11万円。診療時間外12万5,000円。深夜・休日14万5,000円。多胎診療時間内14万5,000円。診療時間外16万5,000円。深夜・休日18万5,000円。妊婦検診料3,000円。死体検案料1万500円。病衣1日につき80円ということで、従前アの証明書及び診断書料については、簡単なものが2,100円。複雑なものが4,200円。その他が3,150円。特殊なものが5,250円というものを、一律1,050円改定しようとするものであります。

イのその他の手数料については、分娩管理料については一律2万円。妊婦健診料については、これまで2,500円と、初回3,000円、2回目以降が2,500円であったものを、3,000円に統一するものであります。また、病衣につきましては、これまで70円であったものを80円にするものであります。以上であります。

附則として、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

経過措置として、この条例の施行の日前に、この条例による改正前の黒石市国民健康保険黒石病院使用料及び手数料徴収条例第2条第4項の規定により行われた業務にかかわる手数料については、なお従前の例によるというものでございます。以上でございます。

議長(斎藤直文) お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番。

5番(工藤禎子) 2点お聞きいたします。

一つは、この値上げ金額が他のですね、自治体病院との比較でということなのか。

二つ目は、値上げ金額の幅の根拠、お知らせ願いたいと思います。

議長(斎藤直文) 黒石病院事務局長。

黒石病院事務局長(木立正博) 文書料につきましては、それぞれ幅があるわけでございますけれども、他市町村の市立病院については、ほとんど2,100円から3,150円の範囲内でございますので、簡単なものについて申し上げます。

それから、保険請求の複雑なもので、多くの市立病院は5,250円を採用しているものがございます。

それから、分娩管理料につきましては、市立病院で高いところは15万円。単胎の場合です。時間内の単胎で15万円という部分から、11万円、10万円ということで、一番安いところで8万円というところまでありますけれども、おおむね他市町村と比較して差がないものと思っております。

それから、もう1点何でしたっけ。

(「金額幅、文書料1,000円と分娩関係2万円アップ分」と呼ぶ者あり)

上げ幅につきましては、これまでずっと残念ながら上がっておりませんので、今回少し思い切った幅で、病院内部で検討した結果上げるということでございます。以上でございます。

議長(斎藤直文) 7番。

7番(北山一衛) 分娩管理料に関しまして、私も他市の分娩料、単胎の場合は大体このくらいで妥当じゃないかと思っております。2万円の一律値上げでありますけれども、やはり出産一時金とかも国保の場合上がりました。そして今、黒石病院も大変な状況にあります。ですから、私は妥当だと思うんですが、ただ多胎の場合、他市の場合は大体単胎の5割増しでございます。ですから、黒石の場合は5割までいっていないのが、やはりこの黒石的なところかなあと、私は思っておりますけれども、その点どう考えているのか。

あと、この双子・三つ子になりますと、他の病院では一律5割増しになってきます。黒石の場合は双子以上三つ子になっても値段は同じなのか、その点をちょっとお知らせ願いたいと思います。

議長(斎藤直文) 黒石病院事務局長。

黒石病院事務局長(木立正博) 病院内で検討した結果で申し上げますと、多胎の場合はその他の経費とかやっぱりかかっておりますので、その辺を勘案して生活経費等の面もございまして、こういう結果にしたものでございます。

幅につきましては、特にそういう多胎の場合についての幅を設けるということは考えてございません。以上です。

議長(斎藤直文) 1番。

1番(工藤和子) この証明書及び診断書ですけれども、当然これを書くのはドクターだと思いますけれども、実際ドクターが書いているのか。患者さんに手渡す、家族に手渡すときは、ドクターが直接やっているのかどうか、わかりますか。

それと、この診断書ですね、非常に出すのが遅いんですよ。もうちょっとこうその辺、ドクターが忙しいから書けないとか、そういうこともあると思いますけれども、もっとスムーズに

いかないものかどうか。どういうふうな手順でやっているのかお聞きいたします。

議長（斎藤直文） 黒石病院事務局長。

黒石病院事務局長（木立正博） 有資格者の責任ある文書ということで、ドクターが書いてございます。ただ、御存じのように、非常に雑務が多いと申しますか、診療等にも時間がかかることから、ドクター非常に忙しいことで、そういうことで御迷惑をかけているときもあるかと思えます。

なお、患者さんに手渡す場合は、本人と、患者さんと連絡とれている場合は看護師なり、代理で手渡す場合もございますけれども、患者さんとお話する必要がある場合には、ドクターが直接渡しているということでございます。以上でございます。

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第11 議案第127号 医療過誤に係る損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番。

5番（工藤禎子） 相手がいることですから詳しい病状はいいのですが、何が問題だったのかっていうポイントをね、まず教えてもらわないと、ちょっと中身がわからないっていうことが一つと。

それから、病院側がね、和解したわけですから、病院側がその方に対して、どういう対応をしてきた中で和解にこぎつけたのかっていう経過ですね。

それから、損害賠償の額が300万円なので、そう大きいものではないのかなというふうに察することはできるんですが、その300万円の根拠ですね、お知らせ願いたいと思います。

議長（斎藤直文） 黒石病院事務局長。

黒石病院事務局長（木立正博） 内容についての記載の1番、2番、3番について、経緯についてちょっと御説明申し上げます。

記載のとおり5月の17日にヘルニアの手術の際に、周囲の神経を損傷させたということでございましたが、11月に口頭で本人から損害賠償の請求がございまして、病院と御本人と連絡、やりとりはあったわけですが、相手方が本年5月になってから法定代理人を立てて協議という形でまいりましたので、市としても代理人を依頼いたしまして双方協議したところ、10月の12日に双方合意に至ったので、本議会に損害賠償額の決定につき、議案提出したということでございます。

それから、300万円の支払いの根拠ということでございますけれども、財源は医療保険で対応することといたします。

それから、病院の予算の中の医業外収入収益、それから雑支出で、現行の予算内で対応するというところでございます。以上でございます。

議長（斎藤直文） 5番。

5番（工藤禎子） 300万の根拠のところ、ちゃんと説明になっていないんです。保険で計算する場合いろいろあるでしょう、その人の年齢とか、あるいは仕事を休ませればその賃金に値するものとか、あるいは入院期間なんかも勘案されるかもしれませんが、そういうものの300万の根拠を聞きたいんです。

議長（斎藤直文） 黒石病院事務局長。自信を持ってはっきり答えてください。

黒石病院事務局長（木立正博） 内容は、しびれ等が残るものに対する慰謝料ということでございます。以上です。

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第12 議案第128号 有料都市公園施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第13 議案第129号 黒石市勤労青少年ホームの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第14 議案第130号 スポカルイン黒石の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第15 議案第131号 黒石市中央スポーツ館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第16 議案第132号 黒石市立武道場の指定管理者の指定につい

てを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第17 議案第133号 黒石市土地開発公社定款の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第18 議案第134号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるの件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

議長(斎藤直文) 日程第19 議案第135号 平成19年度黒石市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番。

5番（工藤禎子） 17ページの8目電子計算費のところですが、これは後期高齢者医療にかかわるプログラムのところじゃないかなあというふうに思うんですけども、どのような手順でやられるのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

それから、22ページの民生費のですね、2目児童措置費のところ、どれくらい入所の子供たちが少なくなっているという減額なのか。あと病児保育の状況もお知らせ願いたいと思います。

それから、24ページの3目農業振興費の中で、日本一健康な土づくり云々というのですね、それから25ページの16目のところの、あおもりふるさと起業推進事業費補助金とありますけれども、黒石で動きとして、あるいは計画としてどのようなものがあるのか、お知らせ願いたいと思います。

とりあえず、じゃあそこをお願いします。

議長（斎藤直文） 民生部長。

民生部長（工藤誠） 17ページの8目、委託料について、お答えいたします。

修正の内容ですけれども、3点ございます。

まず1点目ですが、世帯の国保の被保険者が減少しても4年間従前と同様の軽減措置を受けることができるようにする措置への対応が、まず1点でございます。

それから2点目ですけれども、単身世帯となるものについて4年間、世帯で賦課される保険料を半額にする措置への対応、これが2点目です。

3点目は、当該被保険者の被扶養者から、国保被保険者となったものについて、被用者保険の被扶養者であった期間に、保険料を賦課されていなかったのに対して、今回の改正で国保被保険者となったことで保険料負担をすることになるため、当該被保険者であったものについて、2年間の緩和措置をするというものに対応すると。この3点でございます。

具体的に申し上げますと、1点目は、例えばですけれども、夫婦2人世帯で夫が75歳になったと、で、国保から後期高齢者医療制度に移行するわけですが、その場合、妻が国保で軽減対象外となる場合がありますが、4年間は従前と同様の経過措置をとるというものでござい

す。

それから2点目ですが、夫が75歳以上、妻が一人国保に残ったときに、単身世帯となるものについて、4年間世帯割の保険料を半額にするという対応でございます。

それから三つ目ですが、社会保険の扶養者であったものが国保になるという場合、課税されるわけですが、応益保険料、均等割と平等割をそれぞれ2年間半額にするということに対応するものでございます。以上です。

議長（斎藤直文） 福祉部長。

福祉部長（山田良一） 保育所運営費の関係であります。当初、年間延べで1万6,475人ほど見込んでおりましたが、最終的な部分で1万5,642人ということで、833人が減になる見込みであります。

それから、病児保育の関係ですが、11月までで220人。3月いっぱいになると約280人ぐらいになるんでないかと思っております。以上でございます。

議長（斎藤直文） 農林商工部長。

農林商工部長兼バイオ技術センター所長（三浦貢） 24ページの3目、日本一健康な土づくり農業実践事業。これはりんごの剪定した枝をチップにする、チップにして堆肥にする機械を、高館土づくり組合というところで購入するのに対する補助でございます。

それから16目、あおもりふるさと起業推進事業。これは津軽山形グリーンツーリズム研究会、ここがワインづくりの研修をしようということで、これに対する補助であります。以上でございます。

議長（斎藤直文） 5番。

5番（工藤禎子） 済みません、ワインづくりは何の、りんごか何かお知らせ願いたいと思います。

それから、30ページの学校管理費のところの燃料費でお聞きいたします。

石油の高騰で、去年の12月に比べてほぼ2倍というような状態に置かれているわけです。それで、今、国でもいろいろと助成の動きがあります。で、たしか特交での動向じゃないかなというふうに思っていますけれども、こういう公共施設のところへの、そういう動きもあるのか。国のあれで見ると、生活困窮者っていう名目も見えていますので、どういう形で今、国あるいは県も調査に入っていると思うので、年内中にいろんな方向を出したいというのは県の方からも聞いていますので、そういう動きがわかっていたら、お知らせ願いたいと思います。

それから、31ページのスポカルの図書コーナーの設置なんですけれども、設計から含めて、急ピッチでやらさるような形になると思うんですけれども、振動あるいは騒音、また光を余り取り込むというか、本が焼ければだめですから、いろんな設計上の問題もあると思うので、そ

の辺がですね、こちらからの注文なども含めて、どのような心配がないように進められているのか、そういう振動・騒音などがですね、隣が激しい運動のアリーナの間でもありますので、その辺どういうふうになっているのか、お聞きいたします。

議長（斎藤直文） 農林商工部長。

農林商工部長兼バイオ技術センター所長（三浦貢） 先ほどのワインは、りんごでつくるワインのことです。

議長（斎藤直文） 教育部長。

教育部長（工藤忠） 図書室の移転に伴っての、その振動ということでお答えいたします。

図書コーナーと隣接するアリーナからの音や振動については、改修工事のときに防音対策等の工事を行う計画になっておりますので、問題ないものと考えております。

それから、原油の高騰のことなどでございますが、委員会の方にはまだ、新聞紙上では年度内にそれが決定するというようなあれは来てますけれども、まだ聞いておりませんので、御了承願います。

議長（斎藤直文） 企画財政部長。

企画財政部長（柿崎武光） 特別交付税の話でございますが、特別交付税の措置はですね、事前に生活困窮者に補助するということについて特交措置をするということでございますので、現在の黒石市ではないと、こう思っております。以上であります。

議長（斎藤直文） 1 番。

1 番（工藤和子） スポカルイン黒石図書コーナーのことですけれども、1,500万ぐらい予算ついてますね。これ例えば、文化会館がまた開館する時点で、その図書コーナーがまた文化会館の方に、図書室に移動するのか、その辺どうなんですか、お知らせください。

議長（斎藤直文） 教育部長。

教育部長（工藤忠） 図書室は公民館の事業でありまして、仮に開館また再開になった場合には、書籍は図書室の方へ移動になります。で、今改修する図書コーナーは、スポカルイン図書コーナーとしてまた残るといことになるかと思えます。以上でございます。

議長（斎藤直文） 1 2 番。

1 2 番（中田博文） 17ページの電子計算費に伴って関連して、先般の議会で電子計算室が結局老朽化ということで移転ということで、これは理解しているわけですがけれども、二千数百万の経費、市民からですね、結局何とかその新しいところをつくらなくて、そのお金を使わないような形で違うところを探したのかということ、役所の担当の方もしっかりと探したと、私は理解しておりますという話をしたんであります。

ところがですね、使っていないようなところまだあるんでないか、距離的には本庁から遠くて

も、山形支所とかそういうところもまた検討したのかどうかというのを聞いてほしいということをおっしゃったので、多分、私個人は無理というふうに理解はしておりますけれども、一応お答えをいただきたいと思っております。

議長（斎藤直文） 総務部長。

総務部長（村上豊継） 移転先を検討したのかということでございますが、検討いたしました。それで、敷地内であれば職員のセキュリティーも含めまして、間違いなく仕事を遂行することができる、そういう判断のもとであります。以上です。

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番。

5番（工藤禎子） この補正予算に反対するものであります。

その一つは、後期高齢者であります。今、国でもですね、見直し、さらに見直しされる可能性もある中で、あるいは県ですね、後期高齢者広域連合でもですね、減免等の措置もきちんとしていない中でね、進められるということは、そもそもこの制度に反対しておりますので、それが盛り込まれているということが反対の理由一つと。

もう一つは、スポカルインの図書コーナーですが、文化会館・公民館の4月1日からの休館というのは、いろいろと認めにくいという主張を持っている立場からすると、これが計上されているということは承認されないということと。

そもそも私は、このスポカルですね、場所が図書施設として環境的にベストだというふうにも思っていないということも含めて、補正予算に反対するものであります。

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第20 議案第136号 平成19年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第21 議案第137号 平成19年度黒石市老人保健特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第22 議案第138号 平成19年度黒石市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第23 議案第139号 平成19年度黒石市下水道事業会計補正予

算（第3号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第24 議案第140号 財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第25 議員提出議案第4号 黒石市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。14番。

登壇

14番（工藤賢治） ただいま提案されております、黒石市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、このただいまの提案するまでの経緯について、説明いたします。

11月14日、平成20年度予算要求にかかわる代表者会議において、議員報酬、委員会日当等にも削減すべきではないかという意見が出され、各会派に持ち帰って検討することにしました。それで、議長から12月13日に代表者会議を開催するというので、その各会派で検討することになっていました、議員の報酬の削減等について意見を確認したところ、平成20年度の1年間、10%程度削減すべきであるとの意見が出され、今定例会に議員提出議案として提案することといたしました。なお、委員会日当等については、平成20年4月1日以降、日額1,500円としたわけであります。

また、議案提出の前に、一人会派の方にも説明し、賛成者の署名をお願いしているところであります。

ちなみに、このことによって財政効果として、報酬削減10%しますと671万5,200円。議員期末手当222万7,800円ほど。それに伴う議員共済会給付金126万7,200円ほど。これを総合しますと、報酬削減による財政効果は1,024万6,200円ほどであります。また、日当削減効果については、年間51万9,000円ほどということで、今定例会に提出しているところであります。以上であります。

降壇

議長（斎藤直文） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。6番。

6番（村上啓二） 提出者の方、本当に丁寧な説明で大変ありがたく思います。

ただ、その代表者会議でというようなことが主たる要因であるようですが、今まで我々議員が努力してそれなりに削減、給料でなくてもかなりなものを圧縮し、削除してきたのも事実であります。

しかしながら、それは密室、いわゆる市民が見えないところで議論して、その結果だけで採択してきたものですから、非常に市民に理解しづらい、そういう面があったことも事実であります。

よって、今回、この報酬10%カット、決して悪い部門ではないと思いますが、代表者会議だけで議論して、一人会派に「おい、これでサインしてくれよ」というような状況での改正というものは、私はなじめなかった。よって、サインしなかったわけですが、経緯は経緯として、それはそれとしてよろしいんですが。

そうすれば、10%にした根拠。財政が厳しいというそれはわかりますけれども、わかっているようでありますので、その10%にした根拠というのは、一体何なのか。2割の方も、あるいはやらなくてもいいという方もあったかもしれない。そこら辺はわかりません、私、今が初めて議論するものですから。そこら辺、どのような状況で10%になったのか、お知らせ願いたいと。

議長（斎藤直文） 14番。

14番（工藤賢治） 先般の中田議員の一般質問の中にもありましたように、そのパーセントとかそういうことについては5%、10%、15%、20%、それ以上、さまざまな意見がある中で、やはり私たちも議員活動をしていく中で、やっぱりこの10%が適当であろうという、そのときの会合の合意を得て提出したわけであります。以上です。

議長（斎藤直文） 6番。

6番（村上啓二） ありがとうございます。

提案理由の中にあなたの説明以外に、税収の減少等による厳しいというようなことで提出になっているわけですし、私から今申すまでもなく、いわゆる厳しさというのは19年度連結見込額4億円以上が増額になるというような、パーセンテージは30%を超える比率が、しかも、

財政規模が減少するというような状況下で、今のいわゆる数字、出ている数字、あるいはこれからの出てくる赤字額の数字、比率。これは行政も議会も運命共同体という形で責任があるのかと思います。よって、私は10%がすべて悪いというわけではないんですが、運命共同体という観点で考えてみると、やっぱり市長並みに、理事者並みに今回はやるべきではなかったのかなあというのが、自分の本当の思いであります。

そこら辺がなされなかったことに、大変自分だけ格好いい話するつもりはないんですが、議論したならば、そういうことが話し合われたのかなあということが悔やまれるわけですが、私はそう思うが、工藤賢治議員、提出者個人的にはどう思うのか、お知らせ願えればなあと。言われなければ言わなくてもいいですし、そこら辺は任せますけれども、自分の思いというものをやっぱり理解して、市民の皆さんに伝えたかったものですから、あえて心苦しい部分もあったわけですが、こういう立場をとりました。よろしくお願ひしたいと、こう思います。

議長（斎藤直文） 14番。

14番（工藤賢治） 先ほど言いましたように、意見としてはさまざまあるんですけども、もっとゼロでもいいとか、いろいろそういう意見もありますけれども、余りまた極端なことも、逆に市民感情もまた悪くするわけでありますので、だれがどう言ったということは言うわけにいかないし、結論としてはそういうことで提案されたということであります。

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第26 議員提出議案第5号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第27 議員提出議案第6号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番。

5番（工藤禎子） 第27 議員提出議案第6号に反対するものであります。

理由は三つあります。

一つは、この文書の中に、暫定税率の延長という形であります。暫定税率のままでいくと、10年間維持ということになります。そうすると、税率も特定財源という仕組みも10年間続ける、いわば恒久的につながっていくということが一つ。

二つ目は、一般財源化ということも書いてあるけれども、これはこの10年間ということを考えれば、道路に目いっぱい使って余った分だけ一般財源化するという、本来の一般財源化という話ではないということが二つ目です。

三つ目は、こういう状況の中では、道路維持、道路特定財源というのは、道路にしか使えない非常に硬直した仕組みを脱却していないと。以上のことから、反対するものであります。

議長（斎藤直文） 7番。

7番（北山一衛） 私は、道路特定財源の確保に関する意見書に賛成するものであります。

今、反対討論にありましたけれども、暫定税率の延長10年ということは、やはりこれがないことになって、この黒石に来る財源が減ることになります。これがなくなると、ますますこの黒石の道路状況が悪くなります。やはり、この今、黒石の財政状況を考えますと、この道路特定財源は非常に貴重な財源であります。ですから、1点目に関しまして、まず賛成いたします。

2点目、3点目道路維持一般財源化に関しましては、やはりこれは国の制度でありまして、私自体もこの道路特定財源の中身の地方に対する配分にはいささか疑問な点も持っております。ですから、これから10年かけて、やはり国といたしまして地方のことを考えてもらいたいというのを要望いたします。トータル的には、私は賛成するものであります。以上であります。

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第28 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

まず、選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙管理委員会委員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「投票」「議事進行について」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 10番。

10番（山田鉦一） 議事進行について、暫時休憩したいと思いますけれども、よろしく願いしたいんですけれども。

議長（斎藤直文） 暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午後 1時03分 開 議

議長（斎藤直文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙管理委員会委員の選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（斎藤直文） ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（斎藤直文） 投票用紙の配付漏れありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

議長（斎藤直文） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の住所、氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

職員より点呼を命じます。

（点呼）

（各員投票）

議長（斎藤直文） 投票漏れありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（斎藤直文） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番工藤俊広議員、10番山田鉦一議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いを願います。

開票いたします。

(開票)

議長(斎藤直文) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、有効投票 14票

無効投票 2票

有効投票中

住所 黒石市大字山形町94番地 長内茂廣氏 5票

住所 黒石市大字竹鼻字山元47番地1 乗田兼雄氏 4票

住所 黒石市大字高館字乙松坂20番地 木立春男氏 3票

住所 黒石市大字浅瀬石字清川239番地4 北山雄一氏 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は1票であります。

よって、住所 黒石市大字山形町94番地 長内茂廣氏。住所 黒石市大字竹鼻字山元47番地1 乗田兼雄氏。住所 黒石市大字高館字乙松坂20番地 木立春男氏。住所 黒石市大字浅瀬石字清川239番地4 北山雄一氏が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙管理委員会補充員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会補充員については、第1順位 住所 黒石市大字上十川字北原一番9番地1
6 宇野正行氏。第2順位 住所 黒石市大字牡丹平字福民北36番地 工藤鉄蔵氏。第3順位

位 住所 黒石市大字花巻字花巻66番地 工藤昭子氏。第4順位 住所 黒石市緑町三丁目13番地4 種市恵美子氏の、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました4名を選挙管理委員会補充員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、第1順位 住所 黒石市大字上十川字北原一番9番地16 宇野正行氏。第2順位 住所 黒石市大字牡丹平字福民北36番地 工藤鉄蔵氏。第3順位 住所 黒石市大字花巻字花巻66番地 工藤昭子氏。第4順位 住所 黒石市緑町三丁目13番地4 種市恵美子氏の、以上4名が選挙管理委員会補充員に当選されました。

議長(斎藤直文) 日程第29 陳情第1号から、日程第30 陳情第2号までを一括議題といたします。

陳情2件に関し、総務教育常任委員会委員長の報告を求めます。3番。

登壇

3番(大溝雅昭) 今期定例会において、当委員会に付託になりました陳情第1号及び第2号の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、これらを審査するため12月14日、18日に会議を開き、慎重審議をいたしました。

陳情第1号は、黒石市緑町一丁目77番地3 笹井基次氏から提出の「純金・純銀こけし売却代金の用途に関する陳情」であります。ふるさと創生基金によって制作され、長らく津軽こけし館に展示されていた純金・純銀こけしの売却に当たり、その売却代金のうち、約3,000万円程度と図書館建設基金の約2,000万円とを合算し、約5,000万円の予算を組み、スポカルイン黒石管理棟2階を増改築し、市立図書館の開設をしていただきたいという趣旨のものであります。

委員会は審査に当たり、各担当課から現状について説明を受け、検討した結果、スポカルイン黒石の中に図書館を建設することは不可能とする意見。黒石市の人口から見た望ましい規模を確保するには、5,000万円の予算では資金不足であるとの意見。また、図書館建設基金は、独立した図書館を建設してほしい趣旨の寄附金と考えられ、基金を取り崩すのは、その意にそぐわないものとする意見が出され、満場一致で不採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第2号は、黒石市春日町93番地7 本堂明子氏外1名から提出の「黒石市民文化会館・公民館の休館に関する陳情」であります。新聞紙面にて発表された、平成20年4月からの会館休館方針を見直し、休館ではなく、黒石市の将来を展望し、会館を生かすという希望が見える方向での見直し、再考をしていただきたいという趣旨のものであります。

委員会は審査に当たり、各担当課から現状について説明を受け、検討した結果、採択の意見としては、市民に対しての説明が休館ありきということでの説明であり、もっと時間をかけて相談、話し合いの場を持つべきである。また、6,800人の署名者の思い、行動は真に文化会館が必要であるというあらわれであるので、尊重すべきとの意見。一方、不採択の意見では、黒石市が今最優先しなければいけないのは財政再建であるため、休館はやむなしという意見。さらに、年間約600万円の予算で管理していくという、開館に向けた前向きな体制でもあることから、財政再建を最優先し、一日も早く財政を好転させ開館できるようにすべきとの意見が出され、起立採決の結果、起立少数で不採択すべきものとなった次第であります。

以上で、審査の経過と結果についての報告を終わります。何とぞ議員各位の御賛成をお願いいたします。

平成19年12月21日 総務教育常任委員会委員長 大 溝 雅 昭
降 壇

議長（斎藤直文） まず、陳情第1号の委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

お諮りいたします。

陳情第1号に対する委員長報告は不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

議長（斎藤直文） 次に、陳情第2号の委員長報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番。

5番（工藤禎子） 市民への説明と意見を聞く十分な話し合いの場を持たず、役所の決定を押しつけてきたという状況は否めません。

また、即休館ではなく、いろんな経営努力など、市民の意見を聞きながら段階的に、もしくは時間をもっとかけて結論を出すべきだと思います。市民運動や署名活動が取り組まれるなど、存続を求める声が6,800集まり、このことに支持をする人たちは恐らく何倍もいるはずです。市民共通のとりででもある施設であることの重み。

また、署名に取り組んだ子供たち、中学生、高校生など、黒石の未来を担う子供たちにいろんな場で発表ができなくなる、こんな状況を与えてしまうこと。

また、苦渋の選択だと言っている割には、市民にできるだけ迷惑を最小限にするような、それにかわる事後対策が、市民と心が通うような形で対処されていないなど、市民や関係団体との合意のないまま進めるべきではない。4月1日の休館については、再考すべきという陳情者の趣旨に賛同する立場から、委員長報告不採択に反対するものであります。

議長（斎藤直文） 4番。

4番（工藤俊広） 不採択となった委員長報告に賛成するものであります。

できるのであれば、ここにいる議員、そしてすべての人がこの休館は望んでおりません。しかしながら、20年度から始まる新たな連結決算、これを前にして何としても再生団体転落は避けなければいけない。そういった立場から、さまざまなことを考慮していったときに、黒石市の今の財政状況では、この修繕費に足るものを捻出することがどうしてもできない。そうであれば、本当に申しわけないとは思いますが、このたびの休館をどうか御理解をいただきたいと思います。

また、開館に向けて予算組みもされて、財政の好転を一日も早く図って、そして完璧なる状態で文化会館を開館すべきであると。そういった立場から、今回の不採択に賛成するものであります。

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

お諮りいたします。

陳情第2号に対する委員長報告は不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

議長（斎藤直文） 以上で、今期定例会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

これにて平成19年第4回黒石市議会定例会を閉会いたします。

午後1時30分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年12月21日

黒石市議会議長 斎藤直文

黒石市議会議員 北山一衛

黒石市議会議員 山田鉦一